

監査結果に係る措置通知書

環 境 局	監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
	<p>4 財務諸表の作成について</p> <p>(3)① 中小企業会計指針の適用について</p> <p>公社の、現状の会計処理は、上記のとおり、実質的には法人税法の規定に従ったものとなっている。中小企業会計指針は強制されるものではなく、公社が採用している実質的に法人税法に従った会計処理は非公開企業では多くみられる会計慣行ではある。しかしながら、次の諸点から公社は、法人税法の規定に100%従うことなく、基本的な部分では中小企業会計指針を財務諸表作成の基準として採用すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1に、公社は、主要株主が仙台市で、純粋な民間中小企業とは性格を異にする第三セクターである。 ・ 第2に、公社の担当する業務は、仙台市の廃棄物処理業務の一端を担う公共的性格の強い業務であり、当該業務の実施状況を適切に財務諸表に反映することが社会的に要請される。 ・ さらに、仙台市にとって公社委託業務の委託料の水準を決定する上でも適切な会計処理の採用による適切な経営成績の把握が必要である。 <p>よって、少なくとも中小企業会計指針のうち、次に指摘する項目については、指針に従った会計処理を採用する必要があり留意が必要である。</p> <p>(3)② 平成19年3月期の会計処理について</p> <p>平成19年3月期の会計処理を検討した結果、以下の項目について改善が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賞与引当金の計上 <p>賞与の支給対象期間、支給時期からすれば、上記で見たように、前年12月から当年3月までの期間に帰属する賞与見込み額を、期末引当計上する必要がある。平成19年3月期のこの金額を試算すれば、賞与引当金として56,289千円の計上が必要であった。</p> ・ 賞与支給に係る法定福利費の未払計上 <p>賞与支給に係る法定福利費も、賞与引当金の計上と合せて期末に未払い計上する必要がある。平成19年3月期には概算で6,000千円を未払計上すべきであった。</p> ・ 退職給付引当金の適正額の計上 <p>前述のとおり、退職給付引当金の計上額は法人税法の基準によっており、必要額との乖離が生じている。平成19年3月末の状況は、公社資料によれば、以下の表のようになっている。</p> <p>脚注の（*参考）に記載のとおり、一般的には自己都合要支給額をもって会計処理されるので、その限りでは平成19年3月末に2千万円余りの引当余剰となっている。しかし、会社都合（公社都合）で退職する割合が高いのであれば、会社都合要支給額をその割合相当加味した退職金要支</p> 	<p>平成20年3月期から中小企業会計指針を適用することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業会計指針を適用し、平成20年3月期決算において賞与引当金を計上した。 ・ 中小企業会計指針を適用し、平成20年3月期決算において賞与支給に係る法定福利費として概算額を未払計上した。 ・ 中小企業会計指針を適用し、平成20年3月期決算において退職給付引当金として適正額を計上した。

給額にもとづき、退職給付引当金を計算することに留意が必要である。

項目	金額(千円)
期末自己都合要支給額(*)	201,673
期末年金資産額(社外積立額)	197,065
差引 要計上退職給付引当金金額(A)	4,608
現状の退職給付引当金計上額(B)	24,651
差引 余剰額(B) - (A) =	20,043

(* 参考) 公社都合での退職の場合の要支給額は456百万円となり、自己都合要支給額の金額に比較して大きくなる。これは、自己都合の場合会社の都合の2割~8割の金額に減額されるためである。なお、一般的に自己都合要支給額をもって会計処理することが会計慣行であるため、上記では自己都合要支給額により計算した金額を記載している。

・未払税金債務の適正額の計上

期末での税金費用の計上は、税引前当期損益に一定の実効税率(42.4%)を乗じた金額で会計処理しているが、公社は法人税法上資本金1億円以下の中小企業に該当するため実効税率は、一部中小企業の優遇税率が適用され、低いものとなっている。この結果、毎年の税金費用の計上が過年度から過大となっており、平成19年3月末で11,745千円の未払法人税等の余剰が生じている。

未払税金債務の余剰の発生状況を整理すると以下のようになる。

(単位:千円)

事業年度	16年3月以前	17年3月期	18年3月期	19年3月期
必要額	—	34,452	29,220	8,563
公社計上額	—	37,600	33,300	12,000
余剰額	—	3,147	4,079	3,436
累計余剰額	1,081	4,229	8,308	11,745

期末の未払税金債務は、当該年度の課税所得の見積もりに基づき、税目毎に計算された納付見込み額を計上することが原則であり、今後の計上処理に留意が必要である。

・その他資産項目の処理誤り

固定資産(有形固定資産、差入保証金、投資等)に除却処理漏れ等が生じているが、合計でも362千円の費用処理もれで金額は軽微であった。平成19年度において処理が必要である。

・入金基準による収益計上

売上(自主事業)の代理店手数料、営業外収益の雑収入である回収光熱費は入金時に収益計上しており、発生基準となっていない。発生主義により会計処理した場合には、代理店手数料は33千円、雑収入は591千円増加することとなるが、金額的には軽微である。以後、発生基準による計上に留意が必要である。

・平成20年3月期から適正金額を計上することに改めた。

・平成20年3月期決算において、有形固定資産の除却損を特別損失として、社団法人宮城県トラック協会への差入保証金を営業費用中、諸会費として計上処理した。

・平成20年3月期決算から発生主義に基づく適正金額を計上することとした。